◆ 多様性を尊重するまちづくりをめざして

LGBT をもっと知ろう!

【問い合わせ】 人権政策課 ☎ 22-9683 FM 22-9684 ☑ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

今まで一般的と考えられてきた性のあり方に当ては まらない人を性的マイノリティといい、レズビアン(女 性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュア ル (両性愛者)、トランスジェンダー (からだと心の 性が一致しない人)の頭文字をとった「LGBT」とい う言葉が、性的マイノリティの総称として使われてい ます。

市では、LGBT 当事者を支援するため、「伊賀市パー トナーシップ宣誓制度 | を 2016 (平成 28) 年 4 月 に開始し、これまで5組の同性カップルへ宣誓受領 証の交付を行いました。また、「LGBT を応援する人」 を示す「ÁLĹŸマーク」を公共施設などに掲示するなど、 啓発活動や当事者支援を「ALLY の取り組み」として 実施しています。

しかし、誤解や偏見がまだ多く残る中で、自身の 性のあり方や抱えている悩みを周囲に言えず、生き づらいと感じている当事者が市内にもたくさんいます。

多様性を尊重しあい、すべ ての人がいきいきと暮らすま

ちをめざし、啓発資料や ALLY シールを配布している ほか、講師の派遣も行っています。お気軽にお問い合 わせください。



▲2月に開催した市民人権講座の様子

◆ 個人住民税の納税は特別徴収で

「特別徴収」の納税通知書を発送します

【問い合わせ】課税課 ☎ 22-9613 FM 22-9618 図kazei@city.iga.lg.jp

事業所などに勤務している人の個人住民税(市・県 民税)は、所得税と同様に原則、事業主が給与から徴 収した上で、従業員に代わって市町村に納入していた だくことになっています。

パートやアルバイトなどの人も原則、特別徴収(給 与天引き)です。特別徴収されていない場合は、事業 主に確認してください。

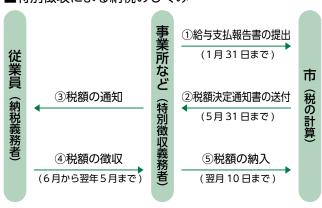
■従業員のメリット

- ○金融機関などで納税していただく手間を省くことが できます。
- ○普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別 徴収は年12回(6月から翌年5月まで)のため、 1回あたりの負担が少なく済みます。

■事業所などのメリット

- ○所得税のように、税額の計算や年末調整の必要があ
- ○従業員が常時 10 人未満の場合は、市長の承認を受 け、年12回の納期を年2回とすることができます。

■特別徴収による納税のしくみ



※事業所などへの税額決定通知書の送付は、5月中旬 を予定しています。事業主の皆さんのご協力をお願 いします。

【問い合わせ】

- ○三重県総務部税収確保課
 - **2** 059-224-2131



芭蕉翁記念館だより

今年のゴールデンウィークは 10 連休。この大型連休を機に、ちょっと遠くまで旅行したくなりますね。芭蕉さんは、約5カ月にも渡る旅をしてまとめた『奥の細道』の中で、次のような5月の句を詠んでいます。

あやめ草足に結ん草鞋の緒

「あやめ草」とは、5月5日の端午の節句で魔除けとして使われた菖蒲のことです。芭蕉さんは「旅する身ゆえ、端午の節句の菖蒲は足元の草鞋の緒に結ぶとしよう。」と詠みました。

◆「芭蕉と花」展 6月30日回まで ギャラリートーク 5月26日回、6月15日出 午後1時30分~ 【問い合わせ】

- ○文化交流課 ☎ 22-9621 FAX 22-9619
- ○芭蕉翁記念館 ☎ 21-2219

公共交通を利用しましょう

「まるごと忍者のラッピングバス」運行開始!

上野コミュニティバス「しらさぎ」は、4月から忍者ラッピングバスの運行を開始しました。これは、「しらさぎ」専用車両2台のうち1台の車両更新に合わせて伊賀流忍術発祥の地をPRし、バスとまちの活性化

を図ることが目的です。

昨年度にデザインを募集したところ、市内外から25作品の応募が



あり、デザイン選考審査会で決定しました。そして、 4月1日 (月)に、まちが賑わい、多くの人にバスを利用 してほしいという期待を込めて、ハイトピア伊賀多目 的広場前で出発式を行いました。

「まるごと忍者のラッピングバス」を、見て楽しみ、 乗って出かけましょう。

【問い合わせ】

交通政策課 ☎ 22-9663 FM 22-9694

明日に向かって~差別をなくしていくために~

人権について考えるコラムです。

「平成から新たな時代へ」 -上下水道部営業課-

30年余り続いた「平成」の時代が幕を閉じ、新たな時代を迎えました。

「昭和」の時代には、第2次世界大戦で多くの命が奪われ、平和な世界を築くためには人権の保護とその促進が不可欠であることに世界が気づきました。そのため「世界人権宣言」が国連で採択され、世界中でさまざまな取り組みが進められました。

日本では日本国憲法が誕生し、基本的人権が明 文化され、今日の日本における人権の礎ができました。

日本国憲法が誕生し約 40 年が経過した平成の時代に入り、さまざまな人権課題に気づき、法制化されるなど、取り組みが進められてきました。その一部を紹介すると、児童の権利擁護を目的とした「児童虐待防止法」、男女間の均等な雇用機会、待遇の確保を目的とした「男女雇用機会均等法」、

差別を解消するための3法である「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」など、人権に関する多くの法律が施行されました。これらの法律を見ると、平成という時代ではあらゆる属性の人に配慮されるようになってきたと感じます。

しかし、本当に人権が尊重される国・市町村・ 地域・職場・家庭になったのでしょうか。答えは 完全になっていないというのが正しいかもしれま せん。私たちの心の中には潜在的に差別意識が存 在していて、その解消には私たち一人ひとりが正 しく学習し、理解することが必要だと思います。

法律が差別をなくしてくれるのではありません。 私たち一人ひとりが差別をなくすための意識・行動が必要であることを認識し、新たな時代をあらゆる人の人権が尊重される時代にしていきたいですね。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 22-9683 FM 22-9684 ☑ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ